

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	トラストホールディングス株式会社		コード	3286
提出日	2026/2/9		異動（予定）日	2026/2/9
独立役員届出書の提出理由	独立役員である木下敏之氏が、期中（2026年2月9日付）で社外取締役を退任したため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	加峯 辰美	社外取締役	○													○	有
2	市原 一也	社外監査役	○							△							有
3	梁井 純輔	社外監査役	○							△							有
4	松本 さぎり	社外監査役	○													○	有
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	経営者として豊富な経験及び幅広い見識を有しておられ、当社の経営陣から独立した判断を下すことができるものと判断し、社外取締役に選任しております。 上記a～lのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
2	当社の取引先銀行の出身者ですが、退職後10年以上経過しており、同行の意向に影響される立場ではございません。	これまで培ってきた豊富なビジネス経験及び監査役としての経験を踏まえ、経営陣から独立した立場で職務を遂行できるものと判断し、社外監査役に選任しております。 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
3	当社の取引先銀行の出身者ですが、退職後10年以上経過しており、同行の意向に影響される立場ではございません。	これまで培ってきた豊富なビジネス経験及び監査役としての経験を踏まえ、経営陣から独立した立場で職務を遂行できるものと判断し、社外監査役に選任しております。 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
4	該当なし	公認会計士としての専門性と経営に対する客観性、中立性等の観点から適切な監査の実行と助言が期待でき、当社の経営陣から独立した判断を下すことができるものと判断し、社外監査役に選任しております。 上記a～lのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。